

利用上の注意

1 調査の目的

経済センサス - 活動調査は、我が国の全産業分野における事業所及び企業の経済活動の実態を全国的及び地域別に明らかにするとともに、事業所及び企業を調査対象とする各種統計調査の精度向上に資する母集団資料を得ることを目的とする。

2 調査の根拠

統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計調査として実施している。

3 調査日

平成28年6月1日

4 調査対象

(1) 地域的範囲

全国（ただし、以下に掲げる地域を除く。）

<調査範囲から除外した地域>

平成28年6月1日現在において、東日本大震災に関して原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第15条第3項の規定に基づき原子力災害対策本部長（同法第17条第1項に規定する原子力災害対策本部長をいう。）が設定した帰還困難区域を含む調査区

(2) 属性的範囲

調査は、以下に掲げる事業所を除く国内全ての事業所・企業について行った。

① 国及び地方公共団体の事業所

② 日本産業分類大分類A－「農業、林業」に属する個人経営の事業所

③ 日本産業分類大分類B－「漁業」に属する個人経営の事業所

④ 日本産業分類大分類N－「生活関連サービス業、娯楽業」のうち、小分類792－「家事サービス業」に属する事業所

⑤ 日本産業分類大分類R－「サービス業（他に分類されないもの）」のうち、中分類96－「外国公務」に属する事業所

5 売上（収入）金額、費用等の経理事項は平成27年1年間、経営組織、従業者数等の経理事項以外の事項は平成28年6月1日現在の数値である。

6 売上（収入）金額等について

(1) 売上（収入）金額は、以下の産業においては、事業所単位の把握は行っていない。

「建設業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「通信業」、「放送業」、「映像・音声・文字情報制作業」、「運輸業、郵便業」、「金融業、保険業」、「学校教育」、「郵便局」、「政治・経済・文化団体」及び「宗教」

(2) 事業所単位の付加価値額は、企業単位で把握した付加価値額を事業従者数によりあん分することにより、全産業について集計した。

(3) 売上（収入）金額等、一部の項目については、必要な事項の数値が得られた事業所（企業等）を対象として集計した。

(4) 売上（収入）金額等の経理事項については、原則消費税込みで把握しているが、一部の消費税抜きの回答については、「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン（平成27年5月19日 各府省統計主管課長等会議申合せ）」に基づき、消費税込みに補正した上で結果表として集計した。
<ガイドライン>

http://www.soumu.go.jp/main_content/000365494.pdf

7 調査票の欠測値や回答内容の矛盾などについて精査し、平成24年経済センサ - 活動調査、平成26年経済センサ - 基礎調査及び報告者の公開情等を基に補足訂正を行った上で結果表として集計した。

<欠測値等の取扱いについて>

<https://www.stat.go.jp/data/e-census/2016/kekka/pdf/hotei.pdf>

8 記号及び注記

各項目の金額は、単位未満を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

(1) 比率は、小数点以下第2位で四捨五入している。このため、「構成比」については、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

(2) 該当数字がないもの及び分母が0のため計算できないものは「—」とした。

(3) 「x」は、集計対象となる事業所数が1又は2であるため、集計結果をそのまま公表すると個々の報告者の秘密が漏れるおそれがある場合に該当数値を秘匿した箇所である。また、集計対象が3以上の事業所に関する数値であっても、集計対象が1又は2の事業所の数値が合計との差引きで判明する箇所は、併せて「x」としている。

9 「大都市圏」

大都市圏は、広域的な都市地域を規定するため行政区域を越えて設定された地域区分で、「中心市」及び「周辺市町村」によって構成し、札幌、仙台、関東、新潟、静岡・浜松、中京、近畿、岡山、広島、北九州・福岡、熊本の11大都市圏としている。

大都市圏の「中心市」は、東京都特別区部及び政令指定都市とした。なお、関東、近畿、北九州・福岡の各地域のように中心市が互いに接近している場合は、それぞれを中心市として周辺市町村を設定し、それらを統合して一つの大都市圏とする。

「周辺市町村」は、中心市への15歳以上通勤・通学者数の割合が当該市町村の常住人口の1.5%以上であり、かつ、中心市と接している市町村。ただし、この基準に該当しない市町村であっても、中心市又はこの基準に該当している市町村によって囲まれている場合は、周辺市町村とする。

「岡山大都市圏」の構成市町は、岡山市、倉敷市、玉野市、笠岡市、総社市、高梁市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、浅口市、和気町、早島町、里庄町、矢掛町、久米南町、美咲町、吉備中央町の10市7町である。